

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県税条例の一部改正

告示

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十五年鳥取県条例第五十一号)の

一部を次のように改正する。

目次中第三章の次に次の一章一節を加える。

第四章 昭和二十八年年度から昭和三十年年度までの間に課

する法定外普通税

第一節 臨時道路補修税(第百六条—第百七条)

第三条に次の一項を加える。

4 昭和二十八年年度から昭和三十年年度までの間に限り左

の法定外普通税を課する。

一、臨時道路補修税

第百五条の次に次の一章一節並びに十二条を加える。

第四章 昭和二十八年年度から昭和三十年年度までの

間に課する法定外普通税

第一節 臨時道路補修税

(臨時道路補修税の目的)

第百六条 県民の普遍的な負担によつて、道路、橋梁等

の改良補修を促進するため、昭和二十八年年度から昭和

三十年度までの間臨時道路補修税を課する。

(臨時道路補修税の納税義務者)

第百七条 臨時道路補修税は、左の各号の一に該当する

者に対して課する。

一 県内に住所を有する個人

二 県内に事務所若しくは事業所又は業務所を有する個人で、県内に住所を有しない者

三 県内に事務所又は事業所を有する法人

(臨時道路補修税の非課税の範囲)

第八八条 左の各号の一に該当する者に対しては、臨時道路補修税を課さない。

一 生活保護法による生活扶助を受ける者

二 前条第一号及び第二号の規定に該当する者で、第一百条第一項の所得金額が三万円に満たない者

三 法第二百九十六条に規定する者(法第四百六十六条に規定する者以外の者が所有する自動車に対する車輛割額を除く。)

四 清算中の法人

(課税額)

第九九条 臨時道路補修税の課税額は、居住割額及び車輛割額の合算額とする。

(居住割額)

第一百十條 前条の居住割額は、左の表の上欄に掲げる者

について、それぞれ下欄に掲げる額とする。

所得金額が四万円未満の者

三百円

所得金額が四万円以上六万円未満の者

五百円

所得金額が六万円以上十万円未満の者

八百円

所得金額が十万円以上二十万円未満の者

一千五百円

所得金額が二十万円以上四十万円未満の者

三千円

所得金額が四十万円以上八十万円未満の者

六千円

所得金額が八十万円以上二百万円未満の者

一万五千円

所得金額が二百万円以上五百万円未満の者

三万五千円

所得金額が五百万円以上一千万円未満の者

八万円

所得金額が一千万円以上の者

十五万円

2 前項の表の所得金額とは、第七七条第一号の者については、所得税法第九條及び第九條の二の規定によつて算定されたその者の前年中における総所得金額及び退職所得金額の合計額から、同法第十一條の三から同法第十二條まで及び昭和二十八年分所得税の臨時特例等に關する法律第一條の規定によつて控除すべき金額

並びに所得税法の規定によつて納付すべき所得税額(租税特別措置法第二條の二第二項の規定によつて徴收される所得税額、所得税法第五十五條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同條第六項の規定によつてあわせて徴收される利子税額、同法第五十六條の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十七條第一項の規定によつて徴收される過少申告加算税額、同條第二項の規定によつて徴收される過少申告加算税額、同條第三項の規定によつて徴收される源泉徴收加算税額、同法第五十七條の二第二項の規定によつて徴收される重加算税額、同條第二項の規定によつて徴收される重加算税額、同條第三項の規定によつて徴收される重加算税額、同條第四項の規定によつて徴收される重加算税額、及び同法第六十二條の四第一項の規定によつて徴收される加算税額並びに国税徴收法第九條第三項の規定によつて徴收される延滞加算税額を除く。)を控除した

金額を、第七七條第二号及び第三号の者については、前年中において鳥取県に納付すべき事業税及び特別所得税の税額の算定の基礎となつた所得金額(法第七百四十九條第一項の規定を適用する者については、前年中において納付すべき事業税の税額を百分の二十四で除して得た金額)をいう。

(車輛割額)

第一百十一條 第九九條の車輛割額は、第七七條の者が所有する左の表の上欄に掲げる車輛一台について、それぞれ下欄に掲げる額とする。

自家用普通乗用車

三千百円

營業用普通乗用車

四千六百円

トラック

六千八百円

乗車定員四十人未満のバス

七千二百円

乗車定員四十人以上のバス

一万円

靈柩車

二千円

けん引車

五千円

小型四輪車

千五百円

三輪車(側車付、二輪車を含む)	千円
二輪車	三百円
軽自動車	二百円

2 前項の車輛割額は、第百十二条の賦課期日後に車輛を所有することとなつた者についてはその車輛を所有することとなつた月の翌月から月割をもつて、賦課期日後に車輛を所有しなくなつた者については、その車輛を所有しなくなつた月まで月割をもつて、それぞれ算定する。

3 前二項の車輛とは、自動車で主たる定置場が県内に在るものをいう。

(臨時道路路補修税の賦課期日)
第百十二条 臨時道路路補修税の賦課期日は、四月一日とする。

(臨時道路路補修税の納期)
第百十三条 臨時道路路補修税の納期は、十一月二十日から同月三十日までとする。

2 十一月一日以降に取得された車輛に係る車輛割額の

納期は、徴税令書に定めるところによる。

(臨時道路路補修税の徴收方法)

第百十四条 臨時道路路補修税の徴收方法については、普通徴收の方法による。

2 知事は、法第二十一条第一項但書の規定に該当する場合、臨時道路路補修税の徴收に関する事務の一部を当該市町村に委任することができる。

(臨時道路路補修税の徴税令書)

第百十五条 臨時道路路補修税の徴税令書は、第二条第五号の規定にかかわらず、別記様式第三十三号による。

2 前条第二項の規定によつて、臨時道路路補修税の徴收に関する事務の一部を、市町村に委任した場合における徴税令書その他事務の手續については、知事の定めるところによる。

(臨時道路路補修税に関する申告の義務)

第百十六条 臨時道路路補修税の納税義務者は、臨時道路路補修税の賦課について必要な事項を、知事の定めるところによつて申告しなければならない。

(臨時道路路補修税の減免)
第百十七条 災害により著しく資力の減少した者その他知事において必要があると認められた者に対しては臨時道路路補修税を減免することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分から適用する。

2 昭和二十八年度分に限り、第百十三条の規定中「十一月二十日から同月三十日まで」とあるのは「十二月二十日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

